

鳥羽市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月10日

鳥羽市長 木田久主



1 鳥羽市相差町字下村に編入する区域

鳥羽市相差町字下村 1170、1170 の 1 の地先公有水面埋立地 1,433.14 平方メートル

2 鳥羽市相差町字前浜に編入する区域

鳥羽市相差町字池端 436 の 1、443、443 の 1、443 の 2、字神田 452、字下村 1156 の 1、1170、1170 の 1 の地先公有水面埋立地 2,774.58 平方メートル

鳥羽市相差町字鵜塚 372、372 の 1、字豊木松 419、420 の地先公有水面埋立地 621.82 平方メートル

鳥羽市相差町字鵜塚 354 から 357、370、371 の地先公有水面埋立地 3,689.83 平方メートル

3 鳥羽市答志町字碁石浜に編入する区域

鳥羽市答志町字碁石浜 1410 の 1 の地先公有水面埋立地 3,887.42 平方メートル

鳥羽市答志町字碁石浜 1410 の 1、1422 の 1、1422 の 2、1423 の 1、1423 の 2 の地先公有水面埋立地 811.52 平方メートル

4 鳥羽市答志町字築上に編入する区域

鳥羽市答志町字築上 806 の 3 の地先公有水面埋立地 962.56 平方メートル